

天理市有料広告掲載に関する基本要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者等の事業活動を促進するとともに、市の新たな財源を確保するため、市の財産等に有料で広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の財産
- (2) 市が発行する印刷物等
- (3) 市のホームページ
- (4) その他市長が広告の掲載を認めるもの

(広告掲載の範囲)

第3条 掲載する広告内容が、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当該広告を掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 市の公共性、信頼性及びその品位を損なうおそれがあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告その他これらに類するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (6) その他市長が広告として掲載することが適当でないと認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告の基準は別に定める。

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載位置、規格等は、広告媒体ごとに定めるものとする。

(広告の掲載料)

第5条 広告の掲載は有料とし、掲載料は広告媒体ごとに決定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する掲載料に代えて、印刷物等広告が掲載された物品を受け入れることができる。

(広告の募集方法等)

第6条 広告の募集方法及び選定方法は、広告媒体ごとに、その性質に応じて定めるものとする。

(広告代理店等への業務委託)

第7条 市長は、広告の募集等に係る事務を広告代理店等に委託することができる。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、天理市有料広告掲載申込書(以下「申込書」という。)に、掲載しようとする広告の原稿等を添えて申し込むものとする。

2 前項の申込書の様式は、広告媒体ごとに別に定める。

(有料広告審査会)

第9条 広告媒体に掲載する広告の内容、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、必要な審査を行うため、有料広告審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、総合政策課長、広報課長、総務課長、財政課長及び人権センター所長で組織する。

3 審査会の会長は、総合政策課長をもって充て、審査会を代表し会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

5 審査会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。ただし、会長が審査に付すべき事案につき、会議に付する必要がないと認めるときは、持ち回りによる審査をすることができる。

6 審査会は、必要に応じて関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。

7 審査会の庶務は、市長公室総合政策課において処理する。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を天理市有料広告掲載決定通知書（以下「決定通知書」という。）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、掲載の決定を行うに際して、広告の内容、デザイン、形状、材質等

の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

3 第1項の決定通知書の様式は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告掲載料を市が指定する日までに納入通知書により納付しなければならない。

(広告掲載決定の取消し)

第12条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことができる。

(1) 市の行政運営上支障があると認めるとき。

(2) 指定する期日までに広告掲載料を納入しなかったとき。

(3) 指定する期日までに原稿及び広告物等を納入しなかったとき。

2 市長は、広告掲載決定を取り消した場合は、速やかに天理市有料広告掲載取消通知書（以下「取消通知書」という。）により広告主に通知するものとする。

3 前項の取消通知書の様式は、広告媒体ごとに別に定める。

(広告掲載の取消し)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、広告主に損害が発生しても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(1) 広告主が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(2) 広告主が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(3) 広告主が別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。

(4) その他広告掲載が適当でないと市長が認める事由が生じたとき。

2 市長は、広告掲載を取り消した場合は、速やかに取消通知書により広告主に通知するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に

申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第15条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告を掲載できなかつたときは、広告掲載料を還付するものとする。

(広告主の責任等)

第16条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 原稿及び広告の作成に関する経費は、広告主が負担するものとする。

(広告主の届出義務)

第17条 広告主は、次の各号のいずれかに該当するときは、天理市有料広告掲載内容変更届（以下「内容変更届」という。）により速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 広告を差し替えるとき。

(2) 申込書又は広告の内容等に変更があったとき。

2 前項の内容変更届の様式は、広告媒体ごとに別に定める。

(免責)

第18条 第12条及び第13条の規定による取消し、又は事故、天災事変等の不可抗力その他市の責めによらない原因により広告主が受けた損害について、市はその賠償の責めを負わないものとする。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日前に行われた広告掲載については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。